

岐阜県における豚コレラの疑似患畜の確認（国内12例目）について

本日、岐阜県山県市の養豚農場において豚コレラの疑似患畜が確認されました。本病の防疫措置等について万全を期します。当該農場は、11例目の農場の移動制限区域内に所在しており、3月5日以降、飼養豚の移動を行っておりません。現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 発生農場の概要

所在地：岐阜県山県市
飼養状況：2,034頭

2. 経緯

- (1) 岐阜県は、3月22日（金曜日）、農場から、飼養豚が食欲不振を呈しているとの報告を受け、家畜防疫員による立入検査を実施しました。
- (2) 同日、家畜保健衛生所での検査により豚コレラの疑いが生じたため、精密検査を実施したところ、本日（3月23日（土曜日））、豚コレラの疑似患畜であることが確認されました。

3. 今後の対応

- 「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。
- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
 - (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施します。
 - (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置します。
 - (4) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
 - (5) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
 - (6) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
 - (7) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。
 - (8) 感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査します。

4. その他

- (1) 豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。
- (2) 当該農場は、11例目の農場の移動制限区域内に所在しており、3月5日以降、飼養豚の移動を行っておりません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプ

ターを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
(4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：山野、山木

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385